

写

監 内 第 46 号

令和 4 年 11 月 8 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉 山 雅 男

伊東市監査委員 井 戸 清 司

公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

## 第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和2年伊東市監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

## 第2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第3 監査の対象

- 1 対象施設 小室コミュニティセンター
- 2 指定管理者 小室コミュニティセンター管理運営協議会
- 3 所管課 伊東市教育委員会教育部生涯学習課

## 第4 監査の範囲

令和3年度における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

## 第5 監査の期間

令和4年9月6日から令和4年11月7日まで

（書類監査は令和4年9月6日に、本監査は現地において令和4年10月5日に実施している。）

## 第6 監査の着眼点

- 1 所管課関係
  - (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
  - (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
  - (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
  - (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
  - (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
  - (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
  - (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
  - (8) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- 2 指定管理者関係
  - (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。  
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (5) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

## 第7 監査の主な実施内容

指定管理に関する協定書、諸帳簿、証ひょう書類その他提出資料等関係書類について内容を照合する一方、伊東市教育委員会教育部生涯学習課及び小室コミュニティセンター管理運営協議会（以下「運営協議会」という。）の関係者と質疑を行い、監査の対象が適正に執行されているか否かについて確認を行った。

## 第8 監査の概要

### 1 指定管理者の概要

- (1) 名称 小室コミュニティセンター管理運営協議会
- (2) 事務所 伊東市川奈 1322 番地の 2 小室コミュニティセンター内
- (3) 設立年月日 平成 3 年 3 月 1 日
- (4) 設立目的 伊東市コミュニティセンター条例（昭和 63 年伊東市条例第 2 号）に基づき、伊東市より受託する小室コミュニティセンターの円滑、適切なる管理運営とコミュニティ事業を積極的に推進し、地域住民相互の交流により連帯を深め、心のふれあう明るく豊かな活気あるまちづくりの実現を目的とする。

### 2 施設の概要

- (1) 施設名 小室コミュニティセンター
- (2) 所在地 伊東市川奈 1322 番地の 2
- (3) 開設年月日 平成 3 年 4 月 17 日
- (4) 面積（台帳）敷地 1,387.00 m<sup>2</sup> 建物 1,232.73 m<sup>2</sup>
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建て  
図書室、児童室、和洋室、調理室、体育室ほか

### 3 指定管理者との協定について

- (1) 令和 3 年 2 月 3 日「小室コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（以下

「基本協定書」という。)」を締結

#### ア 業務の範囲

基本協定書第3条で規定される業務の範囲は、次のとおりである。

- (ア) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (イ) コミュニティ計画の策定及び推進に関すること。
- (ウ) コミュニティセンターの施設、附属設備及び物品の保管に関すること。
- (エ) その他、市が必要と認める事項

#### イ 指定期間

基本協定書第10条で規定される指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である。

- (2) 令和3年4月1日「小室コミュニティセンターの管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）」を締結

#### 4 指定管理業務を処理するための費用（以下「管理費」という。）

市が、年度協定書第3条に基づき運営協議会へ支出した令和3年度の管理費は、次のとおりである。

##### 令和3年度指定管理委託料

区分	支払月	支払金額（円）
第1回	4月	2,401,000
第2回	7月	2,401,000
第3回	10月	2,401,000
第4回	1月	2,401,000
合計		9,604,000

#### 5 職員の配置及び勤務体系

事務局長1人、事務員3人、図書室兼児童室員1人が配置されている。勤務体系は、次のとおりである。

- 受付事務（早番） 8時30分～15時00分（火～土）
- 受付事務（遅番） 15時00分～21時00分（火～土）
- 受付事務 8時30分～18時00分（日）
- 図書、児童室管理 11時30分～17時30分（水・金・土）

## 6 収支状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

(収入の部)

(単位:円・%)

科 目	予 算 額	収入済額	収入率
1.伊東市委託料	9,604,000	9,604,000	100.0
2.助成金	360,000	360,000	100.0
3.雑収入	25,927	24,652	95.1
4.前期繰越金	1,665,073	1,665,073	100.0
合 計	11,655,000	11,653,725	100.0

(支出の部)

(単位:円・%)

科 目	予 算 額	支出済額	執行率
1.人件費	5,200,000	5,173,710	99.5
2.会議費	70,000	10,000	14.3
3.旅費交通費	50,000	50,000	100.0
4.光熱水費	1,500,000	1,335,768	89.1
5.消耗品費	120,000	65,605	54.7
6.役務費	60,000	49,846	83.1
7.保守管理費	1,600,000	1,767,140	110.4
8.使用料・賃借料	100,000	124,515	124.5
9.修繕費	2,500,000	909,260	36.4
10.活動費	80,000	75,874	94.8
11.雑支出	55,000	19,910	36.2
12.予備費	320,000	0	0.0
合 計	11,655,000	9,581,628	82.2

※各科目間の流用は認められている。

## 7 施設の利用状況について

令和3年度の小室コミュニティセンターの利用状況は、開館日数307日、延べ利用回数371回、延べ利用者数4,049人である。

階 名 称	1階	2階			3階	合 計
	図書室	児童室	和洋室	調理室	体育室	
利用回数(回)	(2)	—	105	—	264	369 (2)
利用者数(人)	331	99	736	—	2,883	4,049
利用率(%)	—	—	11.4	—	28.7	20.0

※利用回数は、午前・午後・夜間を各1回とした数である。

※利用率は、1日を3回とした年間総利用可能回数(1か所当たり921回)に対する率である。

※利用回数及び利用率には、個人での利用回数は含まない。

※利用回数及び利用率には、図書室及び児童室での利用回数及び利用率は含まない。

※合計の利用率は、和洋室と体育室の平均である。

過去4年間の利用者数は平成29年度9,419人、平成30年度8,228人、令和元年度6,079人、令和2年度4,054人である。

定期的に様々なコミュニティ団体が利用していたが、利用者数は減少傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として利用制限を図ったため、令和元年度以降大きく減少している。

## 8 備品・施設の管理

### (1) 備品の管理

小室コミュニティセンターで使用する市の備品は、基本協定書第9条第2項で規定されたとおり運営協議会に無償貸与されている。本監査に当たり、数点を抽出し、確認を行ったところ、備品シールのないもの、返納処理がされていないものが各1点あった。また、開設以降購入した物品が備品保管簿に記載されていないなど、管理状況が把握できない状態であった。備品は市の大切な財産であることを認識の上、全ての備品について状況確認を行い、備品保管簿の整理をすることで、適切な管理に努められたい。

### (2) 施設の修繕

令和3年度においては、防犯カメラ修繕148,830円(消費税及び地方消費税含む。)の修繕を市が、3階配電盤ケーブル交換工事796,400円(同)外5件の修繕を運営協議会が実施している。建設から31年が経過し、各設備に様々な不具合が見られる。今後も施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加が見込まれるため、運営協議会と生

涯学習課が協力し、緊急性を考慮した適切な修繕を行い、利用者が安全で快適に利用できる施設の維持管理に努められたい。

## 第9 監査の結果

今回監査を実施した範囲における出納その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。今後は、監査過程での指摘等も参考に、的確な判断に基づき事務事業が適正に執行されるよう望むものである。

### 1 小室コミュニティセンター管理運営協議会

#### (1) 意見

ア 指定管理者制度により、小室コミュニティセンターの管理運営業務を市から受託し、コミュニティセンターの管理運営、コミュニティ計画の策定及び推進、施設、附属設備及び物品の保管等の業務を行っている。

限られた職員での業務執行は大変であると推察するが、出納事務に関し、諸規程の未策定や日々の収支等について複数人によるチェックの未実施など、基本的な事務執行体制が整備されていないなど、不適切な処理が散見された。

出納事務の正確性を担保し、事故の発生を未然に防ぐため、早急に諸規程の策定も含め、チェック体制を整備されたい。

イ 備品保管簿に関し、備品を委託料で購入している場合には、指定管理者の備品保管簿において管理するものであるが、当コミュニティセンター竣工時の平成3年3月以降に購入された備品についての記載がなく、かつ、管理物品において廃棄したものの返納処理が漏れているものが見受けられたので、適正な備品管理を回復されたい。

ウ 基本協定書や運営協議会会則など諸規程及び契約書に基づき対応すべき事項において、遵守されていない事案が見受けられたことから、実態を確認の上、しかるべき対応を図り、公の施設の管理運営として、出納事務はもとより財産管理等の確実な処理を進められたい。

エ 指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間の能力を活用しながら、市民サービスの向上を図っていくことであり、施設設置の目的である市民の交流により相互の連帯を深め、心のふれあう明るく豊かな活気あるまちづくりの実現を目指し、コミュニティ活動の積極的な推進を効果的に達成することにある。

今後も、所管課と連携を図りながら、指定管理者としてコミュニティセンター

の役割を果たすべく施設の管理運営に努められたい。

## 2 伊東市教育委員会教育部生涯学習課

### (1) 指示事項

1に記載のとおり、指定管理者の事務執行体制が未整備であることについて、所管課としての確認が不十分であり、その状況が看過されていた。

特に、会計処理に関しては、市からの委託料は公金であることから、適正な会計処理を担保するため、所管課として適切な指導・助言を行うなど指定管理者の管理監督を適切に行われたい。

### (2) 意見

ア 基本協定書に規定する実績報告書等に関し、指定管理者が市に提出していないものが散見されるなど、指定管理者への指導が不十分であった。指定管理者の管理運営業務の状況を的確に把握し、必要に応じて指導を行うなど、指定管理者の適正な管理監督に努められたい。

イ 経年劣化により老朽化した施設に対し、順次修繕対応をしているものの、根本的な改修まで至っていない状況が見受けられる。当該施設は災害時には地域の拠点施設としての役割も担っている。限られた予算の中で精査しながらの対応は厳しいものと思料するが、安全管理体制を確保する観点から緊急性、必要性を重視の上、運営協議会と調整を図りながら、適切な維持管理を行うべく財源について財政担当課と協議されたい。

以 上